


センター長	部長	首席・課長
	処遇 医療  	処遇 保健  

令和5年8月24日

東日本成人矯正医療センター長 奥村雄介 殿

法務事務官看守長

大立浩司 

報告書

本職は、令和5年4月1日付けで処遇部処遇部門統括矯正処遇官（第一担当）として着任し、現在に至っている者ですが、令和2年3月1日当時の当センターの医療体制に関し調査した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 当センターは、病院としての機能を有する医療専門の刑事施設であり、全国の刑事施設から専門的な医療を必要とする被収容者を受け入れて必要な治療を行うほか、近隣の矯正施設の被収容者についても、医療共助で診療を行っている。
- 令和2年3月1日時点の当センターは、医療法及び組織規則に基づき、内科、外科、精神科、歯科（口腔外科）、泌尿器科、感染症科及び循環器内科の診療科目につき、合計445床の病床数を有し、MRI、CTスキャナー、超音波診断装置（US検査）、人工透析装置、気管支鏡、上下部消化管内視鏡、低圧持続吸引器、ポータブルレントゲン装置、回復室（集中治療室）、リハビリ室、検査室等の医療機器や医療設備を有する病院として、同日時点において、医師27名、薬剤師4名、放射線技師2名、臨床検査技師3名、臨床工学技士1名、理学療法士2名、作業療法士2名、栄養士1名、看護師94名が常勤していた。また、婦人科、皮膚科、整形外科、耳鼻科及び眼科については、診療科目により、非常勤医師又は招へい外部

医師が、毎月1ないし3回定期的に診察を実施していた。さらに、他の診療科目も含めて必要がある場合には、被収容者を刑事施設外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときには被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることとしていた。

なお、同日時点の収容患者は273名であった。